

# 始良市衛生協会資源物回収活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴い排出される一般廃棄物のうち、再生利用が可能な有価物（以下「資源物」という。）の回収活動を通して、共同作業の意義を学び、ごみの減量化及び環境負荷低減の知識と経験を体得することにより、次世代を担う青少年健全育成と環境保全に対する意識の啓発を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金交付の対象は自治会を除く営利を目的としない始良市内の拠点を置く以下の団体及び始良市衛生協会会長（以下「会長」という。）が認める団体とする。

- (1) P T A及び子供会
- (2) 各種青少年団体

(団体の登録)

第3条 補助金の交付を受けようとする実施団体は、資源物回収活動実施団体登録申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の申請が前条に規定する実施団体に該当すると認めるときは資源物回収活動実施団体名簿に登録するものとする。

3 前項の名簿の有効期間は当該年度末とする。

(資源物)

第4条 補助金交付の対象となる資源物は、始良市が実施するごみ分別収集に定めるもののうち、廃品回収業者等（以下「業者」という。）が買上げを行うものに限ることとする。

(補助金)

第5条 補助金は、各実施団体の回収量に応じ別表「補助金単価表」により算定する。なお、その算定した額に10円未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付の対象となる団体は、次に掲げる期間に回収した資源物に係る補助金をそれぞれ当該各号に定める申請期限までに、補助金交付申請書（別記第2号様式）に必要書類を添付して会長に申請しなければならない。

- (1) 第1期（ 4月1日から 6月30日まで）申請期限 7月 5日
- (2) 第2期（ 7月1日から 9月30日まで）申請期限 10月 5日
- (3) 第3期（10月1日から12月31日まで）申請期限 1月 5日
- (4) 第4期（ 1月1日から 3月31日まで）申請期限 3月31日

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 会長は前条の申請を受理したときは内容を審査し、その結果適当と認めるときは補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式）により通知し、回収量に応じた補助金の各申請期限後20日以内に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第8条 会長は前条の補助金の交付を受けた実施団体が次の各号に該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金交付申請書等その他の関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他会長の指示に違反する行為があると認めたとき。

(実施団体の責務)

第9条 実施団体は回収活動の実施においては資源物集積場等の清潔の保持に努めるとともに業者が買上げなかったごみについては実施団体の責任においてこれを処分しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

別表：補助金単価表

品 目	補 助 金 単 価
び ん 類	2円/本
その他の資源物	2円/kg

(それぞれの補助金単価 2円のうち1円は衛生協会、1円は市より補助するものとする。)